

6 専門職研修事業

(1) 職員等研修

児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり等の様々な子どもをめぐる問題が深刻化している。こうした複雑化している相談業務や、健全育成などを的確に実施するため、児童福祉司、児童心理司、児童厚生員、放課後児童支援員などの職員の実務研修を行い、資質の向上を図った。

- ① 対人援助機関職員基礎研修
- ② 児童館等新任職員研修
- ③ 児童館新任館長研修
- ④ 遊びの技術研修会
- ⑤ 放課後児童支援員資質向上研修

※ 詳細については、P13 ～ P14 を参照

(2) 現任保育士研修

近年、子育て支援等、良質な保育サービスの提供、子どもの立場に立った保育の質の確保等、多様化した保育ニーズに対応し得る保育者の養成が求められている。こうした保育士の様々な課題に対応できるよう、高い専門知識や技術の習得の研修を行い、資質の向上を図った。

- ① 所長研修
- ② カウンセリング基礎研修
- ③ カウンセリング応用研修
- ④ 相談・支援研修
- ⑤ 大学派遣研修

※ 詳細については、P15 ～ P17 を参照

(3) 子育て支援員研修

地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業の担い手となることを希望する者に「子育て支援員」として必要となる知識や技能等の習得を図ることを目的として、「子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長）」に基づき、子育て支援員を委託により実施した。

- ① 基本研修
- ② 専門研修（地域保育コース(地域型保育)）
- ③ 専門研修（放課後児童コース）

※ 詳細については、P18 ～ P19 を参照

(4) 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣を習得するための援助，自立に向けた援助及び家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能の習得等を目的として，「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」第10条第3項に規定する都道府県認定資格研修を委託により実施した。

※ 詳細については，P20 ～ P23 を参照

(5) 児童福祉司等義務研修

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項第7号，同条第9項及び第25条の2第8項並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条第12号及び第13号において，受講が義務付けられた研修を実施した。

- ① 児童福祉司任用前講習会
- ② 児童福祉司任用後研修
- ③ 調整担当者研修

※ 詳細については，P24 ～ P26 を参照